

第3回 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合  
最終処分場候補地選定委員会会議録【概要】

日 時：令和3年12月22日（水）

14：00～15：30

場 所：吉岡町役場 二階 大会議室

出席者：土倉委員長、片野副委員長、須田委員、栗田委員、須藤委員、  
星野委員

欠席者：田中委員、西村委員、中沢委員、大井委員、河合委員、堤委員

事務局：住民課（中島課長、栗原協働環境室長、木部主事）

総務課（高田課長）

渋川地区広域市町村圏振興整備組合：

柴崎事業課長、事業課管理係 井田主任、鶴巻主任

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
  - (1) 候補地選定の進捗について（報告）
  - (2) 建設可能区域図について
  - (3) そ の 他
4. 閉 会

## <会議録>

### 1. 開 会（中島住民課長）

### 2. 挨拶（土倉委員長）

事務局：議題の前に、本日第3回の選定委員会より、新たな委員の委嘱をしている。委嘱については、本選定委員会の前に、町長より委嘱状の交付している。新たに委員となられたのは、上野原自治会・会長の須藤利仁氏である。自己紹介も兼ねて須藤委員より一言ご挨拶をお願いしたい。

（須藤委員挨拶）

事務局：また今回より、渋川地区広域市町村圏振興整備組合様のご出席をいただいている。自己紹介も兼ねてご挨拶をお願いしたい。

（柴崎事業課長、井田主任、鶴巻主任の順に自己紹介）

事務局：また協働環境室の室長について、人事異動により今回より栗原が参加させていただくので紹介させていただく。

（栗原室長自己紹介）

それでは、これより本日の議題に入らせていただく。本委員会設置条例第5条第1項により、会議の議長は委員長が務めることとなっているので、以降については、土倉委員長に議長をお願いする。また本日の出席者は委員12名中、6名であり、本委員会開催に必要な定足数を満たしていることを申し添える。

土倉委員長：本委員会設置条例第5条に基づき、議長を務めさせていただく。

委員の皆さまのご協力をお願いさせていただく。議題（1）「候補地選定の進捗について」事務局より報告をお願いする。

### 3. 議 題

#### （1）候補地選定の進捗について（報告）

事務局：候補地選定の進捗（報告）として、説明させていただく。資料1-1について、今回の選定委員会より参加いただく委員の方もいらっしゃることから、令和2年度分より改めてご報告させていただく。年度で分けてあるが、令和2年度については、第1回選定委員会を令和2年11月25日に開催、その後令和3年2月10日に現在の最終処分場で

あるエコ小野上処分場を視察、第2回選定委員会を令和3年3月22日に開催させていただいたところである。令和3年度に入り、4月15日に吉岡町議会全員協議会、同日に吉岡町自治会連合会、5月12日に農業委員会にて進捗を報告させていただいた。その後、6月22日に2.5haの面積が確保できる3か所の選定候補地が含まれる上野原自治会において地元説明会を実施させていただいた。今更の説明となるが、吉岡町外の委員もいらっしゃるのでは、この選定候補地が含まれる上野原地区の場所の説明をさせていただく。資料1-1の裏のページ、一番下の図（参考：吉岡町における自治会の区域）について、吉岡町には全部で13の自治会がある。今回の選定候補地が含まれる地域が、一番西側の「上野原自治会」ということになる。そういったことから地元説明会については上野原自治会において、また新たな委員の方も上野原地区の自治会長でいらっしゃる須藤様を委嘱させていただいた。同説明会には、本日出席をいただいている渋川地区広域市町村圏振興整備組合の方も同席頂き、説明もさせていただいたが、質疑応答等において様々なご意見をいただいた。また、町から渋川地区広域市町村圏振興整備組合に対して安全な施設とするためにも要望を出すべきとして、9月22日に、吉岡町長より渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者に対し、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合における次期一般廃棄物最終処分場について（要望）」として、1、施設形態及び水処理方式について、エコ小野上処分場と同様の屋根や壁を備えた「被覆型(ひふくがた)であるクローズド型」、水処理方式については、処理水を河川等に放流しない無放流式とすること。2、高度な技術の導入について、エコ小野上処分場の設計時と比較して、クローズド型や水処理方式も含め、高度な技術等が開発されている場合はそれらの技術の導入も念頭に、より安全・安心を最優先とした施設とすること。3、地元自治会等の要望等について、施設及び周辺整備並びに跡地利用等に関しては地元自治会等の要望を可能な限り最大限尊重すること。とする要望書を提出した。その後、10月19日に「渋川地区広域市町村圏振興整備組合における次期一般廃棄物最終処分場について（回答）」として同管理者より吉岡町長に対して、1、施設形態及び水処理方式について、施設形態は被覆型(ひふくがた)、水処理方式として無放流式を基本とする。2、高度な技術の導入について、新たな技術が開発されている場合は、その導入に努める。3、地元自治会等要望につい

ては、要望について尊重する。とした回答書をいただいた。また、地元説明会及び地元自治会で行われた会合での質問に対する回答については、それぞれ地元自治会で回覧をさせていただいている。本日、まとめたものを資料1-2としてお配りさせていただいているが、絶滅危惧種である植物への対応や、埋蔵文化財の保存に対する取り扱い、次期施設の概要等の具体的な提示、また基本計画の有無、埋め立て終了後の活用方法、建設に際しての地元還元施設の提示など多岐にわたるものである。既に一部公表をさせていただいているものとなるが、委員の皆さまのご意見もいただき、整理できればと思っている。その中で、先ほど少し触れさせていただいたが、地元説明会の中で、「候補地の中に絶滅危惧種ⅠAに当たる植物があるが」とのご指摘をいただいた。

(レッドリストの説明及び具体的な植物の名称、その植物のレッドリストにおけるカテゴリーの説明)

このご質問に対して、当日の回答としては「本格的な調査は、候補地が決定した後になるが、候補地の絞り込みの評価をする中で対応を考えていきたい。本日は持ち帰らせていただく。」とさせていただいた。後日、質問された方に詳細をお伺いしたうえで、渋川森林事務所に確認したところ、『レッドリストに掲載されている植物が生息している箇所を開発等行ったとしても罰則等があるわけではない。しかし、希少な植物を保存することも大切なため、そういった案件の際は、専門家と協議の上、対応を検討していただきたい』との回答をいただいた。本委員会には、群馬県レッドリストの作成及び改訂にも携わっていらっしゃる群馬県自然環境調査研究会の片野先生が委員としていらっしゃるので、専門的な見地からご意見を賜りたい。

片野副委員長：渋川地区広域市町村圏の最終処分場候補地選定に係り、絶滅危惧種への対応をどうするかであるが、予定されている最終処分場は面積2.5haで、群馬県の環境影響評価条例の施行規則で定められている一般廃棄物処分場についての対象面積の8ha以上を下回るので、群馬県の環境影響評価（アセス）の対象にはならない。しかし、群馬県自然環境課では、平成27年から、アセスの対象にならない規模の公共工事について、県や市町村に工

事にあたっての環境影響調査をお願いしている。あくまで、お願いであるが、近年は県内の公共工事について、事業者が、環境影響調査をアセスメント会社に依頼して実施し、その結果を受けて保全対策を行う事例が増えてきている。私もそのような事例のいくつかに対して、調査内容や保全にあたっての相談を受けたりしている。そのため、渋川地区広域市町村圏の最終処分場建設にあたって、候補地が選定された後に、そのような対応を取っていただくのが良いと思う。また、吉岡町としても、事業者（渋川広域）に環境影響調査と、その結果を受けての保全対策をお願いしていただきたいと思う。

渋川広域：ただいまの話であるが、最終処分場整備にあたり、環境影響調査について実施する予定である。今お話を頂いたように、その結果を受け、どのような対応が必要か、そういったところが明確になると思うので、必要な対応を行っていければと考えているところである。

事務局：説明を続けさせていただく。次期一般廃棄物最終処分場については、町議会でも一般質問として再三ご質問をいただくなど、関心の高い事項でもある。そういった中で、選定委員の皆さまに対して「過去の経緯や最終処分場に関する知識等をきちんと説明する必要があるのではないか」とのご意見も頂いており、繰り返しとなる部分もあろうかと思うが、ご説明をさせていただく。これ以降資料がなく恐縮だが、口頭で説明させていただく。一般廃棄物最終処分場については、吉岡町も構成市町村となっている渋川地区広域市町村圏振興整備組合で整備・設置しているものである。広域事業としては昭和47年4月1日から開始されており、関係8市町村の持ち回りによる埋め立て地に、焼却灰等の埋め立てを行っていた。また、この最終処分場の設置場所については、昭和56年1月28日に当時の8市町村、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橘村、吉岡村、榛東村で協定書の締結がなされており、用地選定順位としては「榛東村、小野上村、伊香保町、赤城村、北橘村、子持村、渋川市、吉岡町」の順番とされていた。その後、昭和58年10月から平成4年3月の期間で、管理型一般廃棄物最終処分場である榛東処分場、こちらは昭和57年度から昭和58年度で建設されたが、焼却灰等の埋め立てを行った。続いて、協定書に基づき、旧小野上村に管理型一般廃棄物最終処分場である小野上処分場、

こちらは平成3年度から平成4年度で建設されたが、平成5年3月から平成24年2月まで焼却灰等の埋め立てを行った。その間、渋川市の合併により、改めて平成20年2月8日に吉岡町・渋川市・榛東村で処分場の用地選定について協定が締結されており、用地選定順位としては「渋川市・吉岡町・渋川市・榛東村」の順番となった。この締結順位決定に基づき、次期処分場は合併後の渋川市となり、平成21年1月に管理型一般最終処分場次期建設候補地として小野上処分場の覆土置場を決定した旨の報告がなされた。こちらが現在のエコ小野上処分場となる。現在、使用中の最終処分場、エコ小野上処分場は旧小野上村、現在の渋川市となるので次回は吉岡町で用地選定を行う順番となり、そういった経緯に基づき、本選定委員会を設置し、候補地の選定を行っているということになる。また、最終処分場に関しては、本日お越しいただいている渋川地区広域市町村圏振興整備組合様より説明をいただきたいと思う。

渋川広域：最終処分場についてご説明させていただく。資料として「エコ小野上処分場概要」と、いま候補地選定をいただいている「最終処分場の概略構想」ということで資料を用意したので、それを元に説明させていただく。始めに、「エコ小野上処分場概要」について、既に実物をご覧になったり、概略の話を聞いたり、重複する部分があるかもしれないがご容赦願いたい。1ページについて、現在稼働しているエコ小野上最終処分場については、従来から一般的に用いられてきたオープン型最終処分場とは違い、埋め立て場所である貯留施設に屋根や壁を設置する被覆型、いわゆるクロズド型最終処分場となる。そして、その管理の中で散水により出る浸出水は、処理をして再び埋め立て場所である貯留施設の水に循環利用する、河川への放流を行わない施設となっている。1の基本的事項であるが(1)の建設場所については、渋川市小野子(字四方木3665番地)である。ここは、位置的には、旧小野上村である渋川市の北部で県道渋川下新田線で高山村に入る手前の高台にある。隣接地がオープン型の旧最終処分場となっており、その覆土置き場であった場所に建設したものである。(昭和53年～平成24年2月)建設地の選定については、構成市町村である渋川市において選定していただき、本組合に提供いただいたものとなっている。(2)の設計・施工管理については、外部委託し、記載の東京の設計事務所が行っている。(3)の施工

については、これも記載のとおり、いずれも渋川市内の建設業者で作る共同企業体が行っている。(4)の工期については、平成24年11月から平成26年12月までの25ヵ月間を要した。(5)の建設費については、約32億円となっている。(6)の施設規模については、敷地面積が、22,000㎡程で、埋立容量は、過去の実績値を基に算定し70,000㎡とした。(7)の埋立物については、広域圏清掃センターから出る焼却灰、飛灰、不燃残渣及び覆土となっている。(8)の埋立期間については、環境省が定める廃棄物最終処分場の性能に関する指針により、15年で設定している。次に2の施設概要について、(1)の被覆施設については、構造は、長期的な耐久性とメンテナンスが容易に行えること等を検討し、鉄骨造平屋建となっている。基礎については、地盤改良を併用した基礎で、外壁は、断熱パネル張り、屋根は鋼板葺きになる。地震への対策として、大地震があっても柱、梁などの構造に大きな補修をすることなく建物を使用できる、消防署、病院、体育館と同じレベルの構造としている。延べ面積は、7,523㎡で、間口が約70m、奥行が約107mと、たいへん大きな建物となっている。また、建物の最高の高さは約14m、地盤面から底までが15mになり、埋め立て地の底面から屋根の一番高いところまでが約30m程になる。(2)の埋め立てる場所となる貯留施設になるが、アの貯留構造物の方式については、長期間の安全や安定性の検討のほか、地盤の状況、切り土、盛り土量、経済性などを検討し「補強土壁工法」という、周囲の壁を土で補強しながら築造していく方法をとっている。イの遮水設備については、水を遮る機能を持ち、不透水性が高く、地盤の動きへの追従性に優れた二重遮水シート工法とし、遮水の補助機能として、漏水検知システム及び自己修復材、自ら穴を埋めていく機能を持った材料を用いて万全を期している。(3)の浸出水処理施設についてであるが、アの処理水は、近隣の自然、生活環境への影響を防止するため、処理水を埋立地の散水利用として循環利用し、河川に放流を行わない「無放流式」となっている。イの処理能力は1日当たり20㎥(20t)となっている。ウの設備としては、散水する中で出てくる成分を除去するため、カルシウム除去設備、有機物を除去する生物処理設備、浮遊物・化学的物質を除去する凝集膜ろ過設備、臭い・色素を除去する活性炭吸着設備を有し、浸出水中の塩分を除去する脱塩処理設

備を備えている。(4)の管理棟についてであるが、管理棟には事務室を設置しているほか、視察等に対応した研修室を設けている。また、最終処分場を管理するための操作室、浸出水処理プラントも管理棟の中に設置されている。(5)の参考図は、施設の断面図となっている。緑色の部分が建屋の柱、梁、屋根となり、茶色の部分が埋め立て地の断面になる。中間にある一本線まで底面から高さ15m程を埋め立てるものとなっている。水色は、管理棟や浸出水処理プラントとなる。以上、エコ小野上処分場の概要となる。次に、吉岡町に計画させていただく最終処分場について、現時点での概略構想を説明させていただく。まだ、詳細な計画を立てていないので、概ねの方向性ということでご理解いただければと思う。まず始めに、最終処分場については、私たちが生活をし、ゴミを排出する以上、どこかになくなくてはならない施設となっている。また、ゴミについては排出した地域内で処理することが基本となっており、その基本からも広域圏内になくなくてはならない施設となっている。広域圏内においては、構成する市町村の協力を得て、過去より埋め立てが終了する度に各市町村に順番で造られてきた。途中、市町村合併を経て順番が見直されたが、次期施設については、協定により、ただいま選定いただいている吉岡町の順番となっているところである。直近としては、古い順から榛東村、旧小野上村、渋川市へと処分場が造られている。実質、旧小野上村地区にあっては、合併により渋川市となったが、2回連続で造られている状況となっている。現在運用している渋川市・旧小野上村のエコ小野上処分場については、平成26年度に完成したもので、渋川広域圏では初めて採用した貯留施設である埋め立て地を屋根、壁で覆う被覆型、いわゆるクローズド型で、浸出水については、河川などに放流をしない無放流式で建設されている。この方式については、従来多くの民間施設及び自治体等で採用、普及してきた露天に造るオープン型と違い、屋根、壁で覆うことによって、より生活環境等に影響を及ぼさない施設となっており、クリーンで安全・安心なイメージも相まって、近年この方式を採用する自治体等が増えてきている。このたび用地を検討いただいている吉岡町の処分場については、基本的にエコ小野上処分場の方式に準じて整備していきたいと考えている。この方式については、吉岡町や住民の方からも要望が上げられているものであり、その意向に

添って進めていきたいと考えているところである。それらを踏まえ、次期最終処分場において現時点で考えている基本的な部分を説明させていただく。「吉岡町地内に整備する一般廃棄物最終処分場の概略構想」の1ページの1番、基本的事項をご覧いただきたい。(1)の建設場所については、現在協議をいただいているところとなっている。(2)の現時点での事業スケジュール予定については、令和3年度に用地選定が終了すると仮定し、令和4年度は地元説明・協議、基本構想の策定、令和5年度も続けて地元説明・協議、令和6年度に不動産鑑定、測量、環境調査等、令和7年度に用地買収、基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度から令和11年度で建設工事を実施し、令和12年度から運用を開始したいと考えている。この予定については、本委員会や、今後の協議等によってはこの通りとはならないこともあるので、あらかじめご承知いただきたい。

(3)の施設規模については、まだ詳細計画の段階にないことから正確には申し上げられないが、敷地面積として約25,000㎡(2.5ha)前後、埋め立て容量として約70,000㎡弱を想定しているところである。この数字については、エコ小野上処分場を参考とした暫定数字であるので、もう少し進んだ段階になれば、申し上げている数字より小さい数字になると予想している。(4)の事業費については、概算として約44億円程度かかると試算している。(5)の最終処分場に埋め立てるものについては、清掃センターから出るゴミ焼却後の灰と不燃ゴミの分別後に残る残渣、また、それらを段階毎に覆う土になる。ここで灰、不燃残渣について簡単に説明させていただく。灰には種別があり、ゴミが燃えた後に残る「主灰」と呼ばれるものと、煙、ガスのように浮遊していく「飛灰」と呼ばれるものがある。これを、それぞれ集めて埋め立てる。その他、不燃ゴミを様々な分別を行い、最終的に分別できなかった細かい陶器くずやガラスくず、金属くずなどを「不燃残渣」と呼び、それを埋め立てている。割合としては、概ね主灰50%前後、飛灰15%前後、不燃残渣20%前後、覆土15%前後である。因みに、現施設では1日当たり、10tダンプ2台から3台程度の搬入頻度となっている。清掃センターのような何台もゴミ収集車が行き交うような状態ということにはならないことを申し添える。本日、実際に埋め立てている灰と不燃残渣の実物をお持ちしたのでここでご覧いただければと思う。遠くからになっ

てしまうが、あとで詳細に見ていただければと思う。今職員が持っているものが「主灰」というものになり、こちらがゴミを焼却したあとに残る灰になる。見た目はちょっと砂のような感じである。次に「飛灰」といわれるもの、これが浮遊しているものであるが、いわゆる煤であり、形状的には砂状で黒っぽく、これが「飛灰」になる。最後に「不燃残渣」がこちらになるが、先程申し上げたガラスくずであるとか陶器くず、金属類の小さいくずが合わさったものになっている。この3種類を埋め立てるということになる。続いて、(6)の埋め立て期間についてであるが、基本として環境省が定める「廃棄物最終処分場の性能に関する指針」というものがあり、それに則り、15年で考えている。ただし、仮に15年で埋めきれなかった場合は、最後まで埋め立ての承諾をいただきたいと考えている。また仮に15年より前に終わる可能性もあるので、その点は併せてご承知願いたい。続いて、2の(1)施設の関係であるが、主要建物として埋め立て地を覆う被覆施設を建設する。被覆施設については、鉄骨造の平家建て、縦約100m×横約70m、床面積7,000㎡程度、高さ概ね15m程度を想定している。イメージ的には、エコ小野上処分場と同様に大きな体育館、工場というような雰囲気になると思う。2ページについて、既に実物、資料等でご覧になっていると思うが、イメージ写真1のような雰囲気になると思う。(2)の貯留施設・埋め立て地の概略であるが、被覆施設である屋根、壁の内側となるものであるので、その施設と同様に縦約100m×横約70m、深さ約15m程度の埋め立て地になると想定している。周囲の壁については、遮水シートと呼ばれる水分を通さない材質のものを二重に施し、さらにそれに穴が開いても自己修復する機能や漏水を検知するシステムを導入する。さらに、エコ小野上処分場の建設時の技術より進んだ技術等が開発されている場合は、それらの導入について積極的に考えていきたいと思っている。内部のイメージについては、イメージ写真2のとおりとなる。3ページについて、(3)の浸出水処理施設についてであるが、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の2階建てで、床面積約1,000㎡、高さは概ね10m程度で、運転管理室や研修室、水処理プラントを設けることを想定している。イメージとしては、中央のイメージ図のとおりとなる。ここで、水処理について触れておきたいと思う。最終処分場は埋め立てる場所なのに、なぜ

水処理が必要かということに疑問に思う方もいらっしゃると思うので、その部分を簡単に説明させていただく。先ほど申し上げた埋め立てる主灰、飛灰については、燃やす段階、ガス状となる段階、灰となった段階等で有害物を出さないようにするため、薬品を使用する。そうしたことにより灰には薬品の成分が含まれてくる。これを埋め立てると、少しずつその成分が染み出てくるため、それらの成分を取り除くとともに、灰が有害な状態とならず、安定化した状態となるよう散水をしている。このことから水処理が必要となってくるものである。この水については、定期的に成分分析しており、環境基準値をクリアするまでその処理を行う。最終的に環境基準をクリアすれば水処理を終了するとともに、最終処分場自体も廃止し、跡地利用を開始していくことになる。続いて、3の「その他」になるが、(1)の地元対策について、吉岡町並びに地元協議の中で話し合っていきたいと思うが、参考に現在広域組合が所有する他の廃棄物施設で行われている対策について、事例をお話させていただく。始めに、渋川市にあるゴミ焼却施設の「清掃センター」については、地元で作る協議会へ毎年定額の補助金を交付している。同じく渋川市にある、し尿処理施設の「環境クリーンセンター」については、施設整備対応としてプール、運動場、テニスコートの設置を行い広域組合で管理している。毎年の補助金は交付していない。また同じく、現渋川市である旧小野上村にあった「旧小野上処分場」については、地元組合から旧小野上村、渋川市へと引継ぎながら定額の補助金の交付を行っている。現在運用中の渋川市の最終処分場、「エコ小野上処分場」については、毎年、渋川市へ定額の補助金を交付し、市から地元対策費用に充てられている。その他、いずれの施設も建設当初には、毎年の補助金とは別に一定額の補助金を交付している。現時点ではそのような事例ということになっている。4ページの(2)最終処分場運用終了後の跡地利用については、吉岡町及び地元と協議の上決定する予定であるが、現時点で考えられる例としては、建物を残す場合については屋内運動場、農業用施設、避難場所、多目的集会場などが考えられ、建物を残さない場合については、屋外運動場、公園、キャンプ場、太陽光発電などが考えられるところである。今のところ、被覆型で他自治体等の実例であるのはテニスコート、運動場での活用となっている。(3)の他自治体の

事例であるが、写真のような施設があるので、参考にご覧いただければと思う。5ページについて、4の参考であるが、最終処分場の基本的な事項やメリット、デメリットなどについてお話しさせていただく。(1)の最終処分場の分類であるが、最終処分場という施設は、基本的に「産業廃棄物最終処分場」と「一般廃棄物最終処分場」の大きく二つに分類される。その内、産業廃棄物最終処分場は、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場の3タイプに分けられる。広域組合で整備する一般廃棄物最終処分場については、タイプ分けはないが、産業廃棄物の管理型処分場と同じ構造となる。ここで、処分場のタイプ毎に少し説明をさせていただく。①安定型処分場については、そのまま埋め立てをしても、環境保全上支障のないものだけを埋め立てる処分場になり、基本的に産業廃棄物で、その性状に変化がない廃プラスチックやガラスくず、陶器くず、がれきなどの周辺環境へ影響を及ぼさないものを埋め立てる施設になる。②管理型処分場については、成分分解や溶出、腐敗などをして汚水が出る廃棄物などを埋め立てる処分場となる。水を地下などへ通さない遮水設備や、その水処理設備の設置が義務付けられる施設になる。広域組合で整備するものは、この管理型処分場となる。③遮断型処分場については、有害物質を含む産業廃棄物を埋め立てる処分場になり、コンクリートの囲いや屋根などで周囲から遮断する構造の施設となる。次に、(2)のゴミの分類についてであるが、ゴミは原則として「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類される。産業廃棄物については、事業者の産業活動などによって排出されるもので、がれき、廃プラスチック、ガラスくず、陶器くず、廃油などになる。一般廃棄物については、家庭ゴミと事業者が排出する可燃ゴミ、粗大ゴミに限定される。広域組合で計画する最終処分場には、産業廃棄物に分類されるものは一切入らない。続いて、(3)の最終処分場の方式と、それぞれのメリット・デメリットについてお話しさせていただく。処分場の形態については、基本的に「被覆型」と「オープン型」になる。それぞれのメリット、デメリットになるが、まず「被覆型」について、メリットとしては、天候等による埋め立て環境に支障がなく、周囲の生活環境への影響を大幅に抑えることができること、人工的に散水処理を行うことができ、埋め立て物の安定化が早期に可能で、比較的早期に廃止ができる。そのこと

から早期に跡地利用へと進むことができるなどが上げられる。また、その形態から都市部などの住宅が多いところでも建設が可能である。デメリットとして、建設費は高額となることが上げられる。その他、無放流式の場合、水処理において二次的に塩が副産物として生成され、その処分がネックとなる。現在のエコ小野上処分場でも、この塩というものが生成され、処分に困っているような実情がある。次に「オープン型」については、メリットとして谷などの地形を活用することにより、大きな容量を確保することができ、建屋がないことから建設費も抑えることができるなどが上げられる。経費的な面で、見えづらい部分ではあるが、結果的に住民負担が少なくなる。デメリットとして、生活環境への影響はほぼないところですが、被覆型と比較すると優位とは言えないところがある。また、露天であるため、埋め立てが天候等に左右され、水処理も自然降雨等によることから管理が難しい点などが上げられるところである。主なメリット・デメリットは、そのようなところとなる。その他に、過日の地元説明会で大深度地下処分場の話が取り上げられ、こちらについて調べたところ、技術的には可能であり、技術提案をしている会社があった。イメージとしては、何十mもの大きなコンクリートの筒もしくは箱を地中深くまで構築し、それに被覆型と同様に屋根を掛けるというものである。深さにより容量を確保するため、専有面積は小さくできるというメリットと、コンクリート等で遮断されるため水の流出リスクの低減が図れることがあり、土地の確保が難しい都市部に適していると言える。今のところ、実際の建設例にはたどり着いていない。現状では技術的には可能であるが、経費的なところでハードルが高く、実際の採用がないのではと思っている。これも選択肢としては考えられるものであるが、条件的にかかなり厳しい場合に限られると考えており、現時点ではその方向性は考えていないところである。概ねの構想ではあるが、説明は以上となる。最後に、本日は選定委員会ということで多大なるご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。最終処分場については、広域圏の住民生活を支えていくために、どこかには必要でどこかには造らなければならない重要な施設となっているので、皆様のご理解ご協力を賜り、用地選定いただくようお願いさせていただきます。

事務局：町としては、今後は渋川地区広域市町村圏振興整備組合様と連携を取

りながら、また地元自治会他様々のご意見を頂きながら、丁寧に進めていきたいと考えている。また、先ほど説明させていただいた資料番号1-2の地元説明会等での質疑に対する回答についても、ご意見等あればお寄せいただければと思う。以上で議題1の説明とさせていただきます。

土倉委員長：事務局より候補地選定作業の進捗状況ということで報告があった。また、この委員会はもともと候補地の選定ということであったので、処分場の形式については、例示ということで議論してきたが、先程説明があったように、要望やそれに対する回答も踏まえて、今回は概略の構想をかなり詳しく、組合のほうから説明していただいた。候補地選定と処分場の形式も密接に関わってくるということで、そのような説明をいただいたところである。ここまでの説明について、何かご意見・ご質問等のある方はいるか。

須田委員：私も施設を見学させていただき安全な施設であると思っている。候補地となる地元の方にも施設を見学・確認してもらえば、安心していただけるのではないか。

渋川広域：エコ小野上の見学はいつでも対応できるので、ご連絡をいただければと思う。

土倉委員長：先程組合から説明いただいた中で、エコ小野上でも処理について困っているものがあるという話であったが、それがどういったものなのか詳しく説明いただきたい。

渋川広域：水処理をしてお話させていただいたと思うが、その過程におき、塩化物、いわゆる塩が最後にどうしても副産物として精製されてしまう。それについて、現状では利用先があまりなく、今のところ敷地内に保管している状況であり、無放流式の場合だと、どうしても塩というのができてしまうのがネックとなっている。その活用先について、いろいろ探しているところである。渋川広域組合に限らず、無放流式を採用しているところについては、おそらく塩の処分には困っていると思う。

土倉委員長：塩はどのくらい出るのか。

渋川広域：おおよそ月10tほどとなっており、今はエコ小野上処分場の中の埋立てを行う場所に一時的に置いてある。なお利活用としては、除草剤としての利用というのがあり、一部小中学校に配っている。また、融雪剤として道路等に撒けるものに加工することも可能ではあるが、

費用がかかってしまいそういったところまでできない状況である。  
またその他、工業用としての利用ができないか検討しているところ  
である。

土倉委員長：他に質問がないようであれば、次の議題に移りたいと。議題（２）  
「建設可能区域図について」事務局より説明をお願いします。

## （２）建設可能区域図について

事務局：議題２ 建設可能区域図について、説明させていただく。第２回選定  
委員会にて、群馬県の「事前協議規程における立地基準」、以降、県  
立地基準と言い換えさせていただくが、それに基づき作成した建設可  
能区域図をお示しさせていただいたが、その後作業を進める中で図面  
に変更が生じたので、ご説明させていただく。大きく分けて２点、見  
直しをさせていただいた。１点目は河川区域の見直しである。図面等  
の確認、見直しを行っていく中で河川区域について、疑義が生じたの  
で、再度確認をさせていただいた。この件については、地元自治会か  
らもご指摘を頂いたところである。県立地基準では「災害防止等のた  
めに保全を図る必要のある区域等」において、「河川法（昭和３９年  
法律第１６７号）第６条第１項に規定する河川区域」となっており、  
同法において規制がかかる河川は一級河川、二級河川及び準用河川と  
なる。なお、群馬県が管理する区間は一級河川のうち大臣が指定した  
区間となり、二級河川は群馬県にはない。また準用河川は市町村長が  
指定した河川となるが、吉岡町では準用河川の指定をしていない。吉  
岡町に該当する一級河川の一覧は、資料２－１のとおり、利根川含む  
８つの河川となる。県の公表資料となるが、地名については合併前の  
表記のものもあり、予めご了承願いたい。標記資料及び渋川土木事務  
所管内図により再度上流端、下流端の確認を行ったところ、４つの河  
川について、河川区域の減もしくは削除となった。資料２－２につい  
て、吉岡地内全図の河川区域となり、修正部分については、西側部分  
となる。改めて、ひとつずつ説明させていただく。資料２－３の拡大  
した図面について、一番西、滝の沢川の上流端であるが、左岸が伊香  
保町大字水沢地先、右岸が吉岡村大字上野田地先となっており、点線  
部分は河川には当たらないとのことで、削除となる。続いて、その東  
側の点線部分、吉岡川となるが、上流端が榛東村大字山子田地先とな  
り、この図面においては河川には当たる部分がなく、すべて削除とな

る。続いてその東側、自害沢川であるが、左岸が榛東村大字長岡字台908番の1地先、右岸が榛東村大字長岡字甲907番地先となり、こちらでもこの図面においては河川に当たる部分がなく、すべて削除となる。最後、北側部分の午王川であるが、左岸が渋川市有馬字五輪平2766番地1地先、右岸が吉岡村上野田字午王沢3702番地先となり、近くの塔之辻貯水池東側が午王川の上流端となり、これより西側部分については河川には当たらないこととなり、削除となる。地図上では、河川の線が引いてあったり、河川の名前が書いてあったりはするが、ここでいう基準にはあたらないということで削除という形になる。2点目は、居住区域の見直しである。居住区域としては、住居のほかインフラ設備や何かしらの建物や構造物がある場所を図面に落とし込んでいるが、再度確認を行う中で、いくつかの場所について居住区域の追加をさせていただいた。主な部分としては、前回の委員会では図面に反映ができていなかった「送電線の鉄塔」を追加させていただいた。その他、居住区域から建設可能区域までの距離条件などの見直しを行った結果、前回お示しさせていただいた建設可能区域に変更が生じたので、詳細を説明させていただく。資料2-4、居住区域図について、○印の部分が追加部分となるが、そのほとんどが先程説明した「送電線の鉄塔」となる。図面左側、規則的に並んだ「送電線の鉄塔」付近に、一部不規則に○印が散見できる部分があるが、こちらは当該作業を行う中で、建設物が確認できたので、現地も確認したうえで○印をつけさせていただいた。以上の修正により、建設可能区域の修正が生じることとなる。資料2-5、建設可能区域図について、こちらが全体の図面となる。左上の部分と、右側の部分に白抜きの部分があり、それぞれ説明させていただく。左上の部分の拡大図が、資料2-6となる。まず初めに、一番左の建設可能区域、以前までの資料では8.90haであった部分であるが、河川区域の削除により、9.84haに増となる。次に、真ん中の一番大きい部分、第2回の資料では45.83haであった部分であるが、居住区域の見直し、詳細を申し上げると送電線の鉄塔、太陽光発電設備等の追加により、38.47haに減となる。次に、その下の、4.08haであった部分であるが、河川区域の見直しを行った際に、そこにかかっていた居住区域からの距離が反映されていないことを確認し、その見直しにより、3.60haに減となる。資料2-7、東方面の区域の拡大図について、第2回の資料では1.12haであった部分であるが、居住

区域の見直し、具体的には、送電線の鉄塔の追加の見直しを行ったことにより、建設可能区域が0.58haとなる。その下、以前は0.98haであった部分であるが、居住区域の見直しにより0.17ha及び0.05haとなる。以上5箇所の建設可能区域について、見直しによる面積の増減もしくは建設可能区域からの削除について説明させていただいた。東側部分については、以前の資料においても、想定される2.5ha未満であり、今回の修正において面積が減ったものの、区域としては残しておくこととさせていただき、今後評価を行っていく中で対応していきたいと考えている。図面の修正については、重要な事案であり、皆さまにご迷惑をおかけし大変申し訳ない。この場を借りてお詫びさせていただく。なお、現時点ではあくまで国土地理院の地図や、図上での確認であるため、以降、現地調査等行う中で追加または削除される部分もあるかもしれないので、予めご了承いただきたい。以上で議題2の説明とさせていただく。

土倉委員長：事務局の説明について、何かご意見・ご質問等のある方はいるか。

土倉委員長：確認になるが、説明の中の2.5ha以上というのはどういったところからきているのか。

事務局：候補地選定にあたり、広域組合のほうにどの程度の面積が必要であるかということを確認させていただいた上で、先程の広域組合の計画の説明にもあったが、現有施設であるエコ小野上と同等の規模ということで第1回、第2回、今回と2.5haということで説明をさせていただきました。

土倉委員長：他にご意見等あるか。なければ、変更についてはご確認いただいたということで次の議題に移る。(3)その他について事務局より願います。

### (3) その他

事務局：その他について説明させていただく。最初に、今後のスケジュールについてであるが、地元説明会や町議会からの様々なご意見、また今後は渋川地区広域市町村圏振興整備組合様と連携して取り組んでいくこととなったこともあり、当初の予定と異なっている部分がある。しかし、現時点では当初予定どおりとしたうえで、年明けにも開催予定の地元説明会におけるご意見を踏まえ、できれば年度内に選定委員会を開催し、今後のスケジュール等についてお示しできればと考えている。

また、今後の作業としては、地元の皆さまのご意見をいただきながらも、並行して、各候補地の評価等を行いながら選定作業を進めていきたいと考えている。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いしたい。また、本選定委員会の資料の公表については、図面の修正もあることから、議事録の調製とともに、改めて委員長に確認の上、HP等で公表させていただければと考えている。なお、本日お配りした図面を含む資料一式については回収しないが、公表までは取り扱いにはご留意願いたい。

土倉委員長：以上で本日の議題の説明が全て終了となる。全体を通してでも結構であるが、ご意見、ご質問等あるか。質問がないようであれば、これにて議事を終了し、議長の任を解かせていただく。委員皆さまのご協力につき、感謝申し上げます。

#### 4. 閉 会（片野副委員長）

以 上